

議案第 3 2 号

山都町清和高原天文台条例の一部改正について

山都町清和高原天文台条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本靖也

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化及び諸物価、人件費等の高騰に伴い使用料を改め維持管理経費を確保するため、山都町清和高原天文台条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町清和高原天文台条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町清和高原天文台条例の一部を改正する条例

山都町清和高原天文台条例（平成１７年山都町条例第１３０号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第１３条、第１８条関係）

施設名	使用料
清和高原天文台	入場料 高校生以上 ２００円 中学生以下 １００円 観測料 高校生以上 ８００円 中学生以下 ４００円
宿泊棟（キャビン）	一人１泊 １２，０００円
野外ステージ	１時間 ２，０００円
テント持込み	１張 ２，０００円
レストハウス	１時間 １０，０００円 冷暖房使用 １時間 １，０００円

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の山都町清和高原天文台条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、施行の日前の使用料については、なお従前の例による。

山都町清和高原天文台条例(平成17年条例第130号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第2(第13条関係_____)		別表第2(第13条関係、第18条関係)	
施設名	使用料	施設名	使用料
清和高原天文台	無料	清和高原天文台	入場料 高校生以上 200円 中学生以下 100円
宿泊棟(キャビン)	一人1泊 6,000円		観測料 高校生以上 800円 中学生以下 400円
		宿泊棟(キャビン)	一人1泊 12,000円
		野外ステージ	1時間 2,000円
		テント持込み	1張 2,000円
		レストハウス	1時間 10,000円
			冷暖房使用 1時間 1,000円